

平成30年2月24日
防府とくち農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

防府とくち農業協同組合（代表理事組合長 田中 勇）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、「金融円滑化にかかる取組みの基本的方針」（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当組合では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等には、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 ご相談窓口

当組合では現在、本支所の「ご相談窓口」において、中小企業・個人事業主および住宅ローンをご利用いただくお客さまからのご相談にきめ細やかに応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	防府市中央町 4 番 1 号	金融共済部資金運用課	0835-23-6679
防府中央支所	防府市中央町 4 番 1 号	金融課	0835-22-0251
防府北支所	防府市大字高井 579 番地	金融課	0835-22-3045
防府東支所	防府市牟礼今宿 2 丁目 3-10	金融課	0835-38-0344
防府南支所	防府市大字田島 320 番地の 1	金融課	0835-23-1780
防府西支所	防府市大字台道 3585 番地	金融課	0835-32-0004
徳地支所	山口市徳地堀 2164 番地	金融課	0835-52-0088

（ご相談受付時間：9時～17時）

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済部資金運用課にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 0835-23-6679（内線 454）

（受付時間：9時～18時）

3 貸付条件変更等の実施状況

- (1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下のとおり開示します。

「金融円滑化にかかる措置の実施状況について（平成24年9月末）」

「金融円滑化にかかる措置の実施状況について（平成25年3月末）」

- (2) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成25年9月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成26年3月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成26年9月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成27年3月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成27年9月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成28年3月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成28年9月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成29年3月末）」

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成30年3月末）」

以 上

(別添)

金融円滑化にかかる基本方針

防府とくち農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する体制について
当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以 上